

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

事業年度	法人名			
積立金基準額の増減の計	円	1	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17
		2	通算法人の所得基準額控除額 (別表三(一)付表二「17」)	18
		3	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額)	19
		4	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	20
		5	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	21
		6	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	22
		7	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」)	23
		8	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「16」又は別表十(二)「11」)	24
		9	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	25
		10	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 (別表十(六)「11」)	26
		11	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「13」+「14」)	27
		12	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)	28
		13	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	29
		14	課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)の二)「28」)+(別表十七(三)の三)「9」)+(別表十七(三)の四)「11」)	30
		15	所得等の金額 (9)-(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)-(16)+(17)-(18)-(19)+(20)+(21)-(22)+(23)-(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)	31
		16	所得基準額 (31)×40%	32
	留保控除額 (7)、(8)又は(32)のいずれか多い金額)	33		

別表三(一)付表一 令四・四・一以後終了事業年度分